

すくすく

かんせんしょうりんじごう 感染症臨時号

No. 9 / 令和6年11月5日 / 川崎市立高津小学校 保健室

感染症が流行する時期が近づいて参りました。いまいちど、感染症の取り扱いについてお伝えさせていただきますので、ご承知おきください。

1 インフルエンザ・11新型コロナウイルス感染症に関して、登校許可証明書の発行は当面の間不要です。主治医の指示と裏面の出席停止の期間をご参考のうえ、発症日と解熱日を電話またはミマモルメを通して担任へお伝えください。

2～10の感染症に関しては、主治医の指示に従って、登校を再開時には登校許可証明書の提出をお願いします。

	病名	登校停止期間
1	インフルエンザ (様疾患)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
3	ましん	解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで
4	ふうしん	発しんが消退するまで
5	水痘(みずぼうそう)・ 帯状疱疹	全発疹が痂皮化するまで
6	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭および結膜の発赤消失2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血、異物感が消失するまで
9	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
10	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで
11	新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※発症日を0日目、無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

★その他の感染症に対して、医師の指示により出席を停止することが妥当だと判断された場合、登校許可証明書をご提出いただけると出席停止となります。

【インフルエンザ】

出席停止期間：発症(0日目とする)した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

出席停止期間の登校例①～③

①	0日目 発症日		1日目	2日目	3日目 解熱	4日目 (解熱後 1日目)	5日目 (解熱後 2日目)	6日目 登校可 ○
②	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目 解熱	5日目 (解熱後 1日目)	6日目 (解熱後 2日目)	7日目 登校可 ○
③	0日目 発症日	1日目	2日目 解熱	3日目 (解熱後 1日目)	4日目 (解熱後 2日目)	5日目 登校不可 ×	6日目 登校可 ○	

【新型コロナウイルス】

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

出席停止期間の登校例①②

① 発症した後5日を経過し、4日目までに症状が軽快した場合

症状	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
あり	発症日				症状 軽快日						
なし	検体 採取日										

【出席停止期間】5日目まで

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨

② 発症した後5日を経過し、5日目までに症状が軽快した場合

症状	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
あり	発症日					症状 軽快日					
なし											

【出席停止期間】6日目まで

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨

【参考】

- 学校保健安全法施行規則 第18条、第19条
- 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)